

サウジアラビア『商業代理店法』および『商業代理店法施行規則』
日本企業のサウジビジネスに関連するおもな条文

調査時点 2010 年 2 月 10 日

1. 商業代理店法

条項	内容の要約	日本企業への影響、留意点
法第 1 条	サウジ人ならびに純サウジ資本の企業で役員会の構成員および当該企業を代表して署名する権限を有する者の全員がサウジ人であるものに限り、商業代理店事業に従事することができる。	<p>非サウジ人（サウジ人以外の自然人をいう。以下同じ）と非サウジ企業（外国企業と外国人が直接的または間接的に出資しているサウジ企業をいう。以下同じ）は、自ら単独でまたは他人と協力して、投資または外国投資法（その他関連法令を含む）が禁じる活動を行ってはならないとされている。これらの法令により禁じられる活動の中に、商業代理店活動が含まれている。</p> <p>なお、商業代理店活動以外の卸売業または小売業については、サウジの WTO 加盟の際の誓約¹と現在のサウジアラビア総合投資院（Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA、以下「SAGIA」という）の運用では、非サウジ人や非サウジ企業自ら一定の制限²の下に行うことができる。</p>

¹ 商工業省 (<http://www.commerce.gov.sa/english/moci.aspx?PageObjectId=714>)

² 商業代理店活動以外の卸売業または小売業については、世界貿易機関（World Trade Organization; WTO、以下「WTO」という）が 2006 年 3 月に発表した「THE KINGDOM OF SAUDI ARABIA - SCHEDULE OF SPECIFIC COMMITMENTS」によれば、(a) 外国企業の資本の額が 2,000 万サウジ・リヤル（以下「SR」という）以上であること、(b) 店舗の規模に関する下限規制があり得ること、および (c) 毎年、サウジ人従業員の最低 15%に訓練を受けさせることを前提に、外国企業の資本の割合が 75%まで緩和されている。上記についての国内法の整備は完了していないものの、同様の運用が行われているようである。ただし、運用の実態は必ずしも判然としないので、個別に現地弁護士等の専門家に相談し、事前に十分な調査をすることが必須である。

		本法と本施行規則は、フランチャイズにも適用される（ヒジュラ暦 1412 年 9 月 17 日（西暦 1992 年 3 月 22 日）付省令第 1012 号）。
法第 3 条	代理店は、商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）が管理する商業代理店登記簿に登録しなければならない。	外国企業は、代理店を利用する際に、当該代理店の商業代理店登記証明書の写しを要求することができる。商業代理店登記証明書の写しは、政府とサウジ・アラムコ（Saudi Arabian Oil Company ; Saudi Aramco）のような準政府企業に対して製品を販売するための条件として求められるため、間接的に外国企業が本法令を順守する動機となる。
法第 4 条	<p>本法または本施行規則の規定に違反した者には、5,000SR 以上 5 万 SR 以下の罰金と他の刑罰が科せられる。</p> <p>さらに、非サウジ人または非サウジ企業は、事業清算の行政処分を受け、かつ、場合により無期限または一定期間、商業活動を行うことを禁止される可能性がある。</p> <p>商工業大臣（Minister of Commerce and Industry）は、罰則を適用するため、3 人から成る委員会を設置する。委員会の決定に対しては、通知を受けた日から 15 日以内に商工業大臣に異議を申し立てることができる。異議申立てがなく上記期間が経過し、商工業大臣が承認したときに、当該決定は確定する。</p>	<p>本条に規定する刑罰は、一般的に代理店に対して適用され、外国企業に対しては適用されない。しかし、本法令違反が判明した場合、外国企業がブラックリストに載せられ、投資ライセンスを失い、またはサウジにおいてその後の投資活動を行うことを禁じられる可能性がある。従って、多くの外国企業は、代理店への刑罰の適用を回避しようとする。</p> <p>商工業大臣の承認は、法律的に終局的なものとなる。</p>

<p>法追加条項第 2 条</p>	<p>代理店は、(a) 代理店契約期間中と (b) 代理店契約の終了日から 1 年後に相当する日または新しい代理店が選任される日のいずれか早い時点まで、通常必要とされる予備部品については常時確保し、他の予備部品についても適切な期間内に供給できるようにし、また、保守業務を確実に行うものとする。</p>	<p>本条を順守することは代理店の責任であり、その違反に罰則を伴うものである。外国企業は、代理店がこうした違反の状態となるのを避けるためには、代理店契約期間中と契約終了後 1 年間（それ以前に新たな代理店が選任されたときはその時点まで）、代理店に通常必要とされる予備部品の在庫がある状態にし、その他の部品についても合理的な期間内に入手できるように支援し、また、代理店が通常の保守業務を行うことができるように支援しなければならない。加えて、エンドユーザーが製造者の標準製品保証を受けられるようにしなければならない。</p> <p>通常の実務においても、外国企業の支援により、代理店は本条所定の義務を果たしている。</p>
<p>法追加条項第 4 条</p>	<p>商業省 (Ministry of Commerce)³ は、代理店が代理店契約を準備する指針とするために、標準契約書を用意するものとする。</p> <p>本法追加条項第 2 条は、エージェントまたはディストリビューターではない輸入業者や、営利目的で直接的または間接的に職業として販売を行う者にも適用され、違反した者にはエージェントとディストリビューターに対して適用され</p>	<p>商工業省の標準契約書は、一般的には代理店に有利に働くため、外国企業は、当該標準契約書と自社の契約書ひな形等のいずれを利用するかにつき慎重に検討すべきである。自社の契約書ひな形等の方が、自社の状況や自社製品に適合している場合も考えられる。</p>

³ 本法と本法施行規則の一部の法文において、Ministry of Commerce (商業省) または Minister of Commerce (商業大臣) と規定されているが、調査日現在においては各々は Ministry of Commerce and Industry (商工業省) または Minister of Commerce and Industry (商工業大臣) へ変更されている。本レポートにおいては、これらの記載の不統一について、条文の記載どおりの用語を充てることとしている。

	る罰則と同様の罰則規定が適用される。	
--	--------------------	--

2. 商業代理店法施行規則

規則第 1 条	<p>代理店とは、事業を行うために、製造者またはその本国における代理人と契約を締結するすべての者をいい、エージェントまたはディストリビューターのすべての形態をとることができる。</p> <p>代理店は、その対象地域内において、サブディストリビューターと契約を締結することができる。ただし、エンドユーザーに対して直接法的責任を負うこととしなければならない。</p>	<p>本条は、代理店の定義等を規定したものである。本法と本施行規則にいう代理店とは、本条に規定される要件を満たすすべての者を意味する広範な概念であり、エージェント、ディストリビューターが含まれる。また、本法と本施行規則は、フランチャイズに対しても適用される。このように、さまざまな形態のものが代理店として本法の適用対象になることに留意が必要である。</p>
規則第 2 条	<p>サウジ人ならびに純サウジ資本の企業で役員会の構成員、マネージャーおよび当該企業を代表して署名する権限を有する者の全員がサウジ人であるものに限り、商業代理店事業に従事することができる。</p>	<p>本条は、本法第 1 条の内容の一部をより詳細に規定したものである。本法第 1 条の欄を参照。</p>
規則第 3 条	<p>エージェントとディストリビューターは、代理店契約期間中と、代理店契約の終了日から 1 年後に相当する日または新しい代理店が選任される日のいずれか早い時点まで、以下の事項について責任を負う。</p> <p>a 通常かつ継続的に必要とされる予備部品を合理的な価格で供給できるように常時確保し、他の予備部品についても 30 日以内に</p>	<p>本条は、本法追加条項第 2 条の内容をより詳細に規定し、エンドユーザーの利益を保護するために一定の義務を代理店に課すものである。代理店は外国企業に対して、代理店が本条の義務を順守することができるよう支援を要求することができる。</p> <p>代理店は、製造者の標準製品保証をエンドユーザーにも受けさせるという義務を負っている。当該義務については、実務上の大半の場合は、製造者の標準製品保証に基づいて製造</p>

	<p>供給できるようにしておくこと。</p> <p>b 保守業務を合理的な費用で確実に行うことができるようにしておくこと。製造者が通常定める品質と諸条件を保証すること。</p> <p>c 代理店契約の対象製品に関して外国企業から提出された保証書上の条件と立場を守ること。</p> <p>d 保険、船舶輸送、運送および通関に関する書類、製造者からの購入価格を示す書類を、販売を行う施設に備え置くこと。</p> <p>なお、上記 a と b は、エージェントまたはディストリビューターではない輸入業者や、営利目的で直接的または間接的に職業として販売を行う者にも適用され、違反した者にはエージェントとディストリビューターに対して適用される罰則と同様の罰則規定が適用される。</p>	<p>者がエンドユーザーへの保証を行うことにより、代理店の上記義務の履行が確保されている。</p>
<p>規則第 6 条</p>	<p>代理店契約に関する商業代理店登記簿への登記申請は、代理店契約の効力発生日から 3 カ月以内にされなければならない。</p> <p>登記申請は、申請書を付属書類とともに商工業省次官または商工業省支局へ提出することにより行うことができる。</p>	<p>代理店契約に関する登記申請を行う義務を負うのは外国企業ではなく代理店であり、また、登記に伴う利益は主に代理店に発生することから、実務上、外国企業は当該契約に関する登記をしない取扱いを望む場合がある。</p> <p>登記した場合、一般的には、本法に従って、サウジ企業である代理店は、外国企業に対してより強固な地位を</p>

		<p>有することになると考えられている。</p> <p>他方、外国企業に有利な条件を定めた契約に関して登記がなされている場合には、当該契約は、外国企業と代理店の間で紛争となった場合、裁判所において、登記がなされていない場合と比べてより強力な法的根拠を有することになると考えられる。</p> <p>代理店契約が排他的 (exclusive) であることを要求する法令は存在しないが、一度、ある代理店契約が商業代理店登記簿に登記された場合、実務上、当該代理店が反対するときは他の代理店との契約に関する登記をすることは、困難となる。</p>
規則第 9 条	<p>登記申請をするためには、付属書類として、以下のものを提出しなければならない。</p> <p>a 契約書正本 (適正に監督官庁に認証されたものとする) と副本。</p> <p>b 契約書とその他の文書が外国語で記載されている場合、これらの文書の認証されたアラビア語翻訳文。</p> <p>c 商業代理店事業を行うことを認めることを内容とする商業登記簿の謄本。</p> <p>d 申請者がサウジ人であること、または、純サウジ資本であることと会社を代表して署名権限を有する者もしくは経営権を有す</p>	<p>外国企業が契約を正式に認証しない (署名をしない) 場合には、代理店は登記を行うことができない。</p>

	<p>る者がサウジ人であることを申請者が記載した書面。</p>	
<p>規則第 10 条</p>	<p>代理店契約は、外国企業と直接にまたは本国における外国企業の代理人との間で締結されねばならず、また、エンドユーザーに対する保守業務と予備部品に関する義務につき適切に規定するものでなければならない。</p>	<p>商工業省は、通常、実際の製造者たる外国企業（または本国における外国企業の代理人）と代理店の間の契約のみを受け付け、仲介者（Intermediary）と代理店の間の契約を受け付けていない。</p> <p>ただし、商工業省は、仲介者と代理店との契約に対して特別な検査を行った上で、当該契約が排他的販売代理店契約であれば、仲介者との契約であっても登記を可能とする場合がある。</p> <p>本法と本施行規則では、代理店にのみ、エンドユーザーに対して保守業務と予備部品を提供する義務が課せられている。しかし、商業代理店登記をするためには、代理店契約において、外国企業が代理店の当該義務を履行できるように支援する義務についても規定する必要がある（典型的には、代理店は、契約において外国企業による保守業務と予備部品の供給に関する条項を設けるよう主張する）。</p> <p>なお、代理店契約においては、仮に外国企業が上記の義務に違反した場合、代理店が外国企業に対して補償を求めることができる条項が規定されることが多い。このような契約条項は、一般的な実務であり、また商工業省の指針に従ったものである。</p>

<p>規則第 11 条</p>	<p>代理店契約には、以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>a 両当事者の法的能力と国籍。</p> <p>b 対象事項、対象地域、対象とする事業活動、サービスおよび製品。</p> <p>c 契約期間と契約更新の方法。</p> <p>d 契約の解除と契約期間満了による終了。</p> <p>当事者は、サウジ法に違反しない限り、契約書に上記以外の条項を規定することができる。</p>	<p>本条で要求されるすべての記載事項が適切に定められていない場合、商工業省は代理店契約に関する登記を行わない可能性がある。</p> <p>実務上、契約期間と契約終了手続が明確に規定されている場合であっても、一般に外国企業が代理店に対して相当額の補償金を支払うことなく代理店契約を終了させることは困難である。有効な出口戦略が存在しない場合、外国企業が代理店契約を終了することには困難を伴うであろう。</p> <p>ある代理店との契約を終了させて新たな代理店に関する登記をしようとする場合、商工業省は、通常、旧代理店とのすべての紛争が解決するまでは、旧契約の登記を抹消して新しい契約を登記しようとはしない。</p>
<p>規則第 12 条</p>	<p>登記は、すべての要件が充足されていると確認された後に承認される。</p>	<p>理論的には、商工業省が商業代理店登記簿を維持する理由の一つは、代理店契約の存在と内容を何人も見ることができるように登記情報を提供することにある。しかし、実務上は、ある代理店契約が実際登記されているのか登記を抹消されているのかを確認することや、ある代理店契約の期間を知ることは、困難または不可能である。</p>
<p>規則第 13 条</p>	<p>登記証明書の発行日から 1 カ月以内に、代理店は、商業登記簿に登記をするために、管轄の商業登記所へ登記申請をしなければならない。サウジ全土を対象地域とする代理店は、代理店の主たる商業登</p>	<p>商業代理店登記と商業登記簿への登記（商業登記）は、別の登記である。</p> <p>代理権は排他的である必要はなく、また、サウジ全土を対象とするものである必要もない。それぞれの市場</p>

	記の存在する地で登記しなければならない。	<p>において異なる代理店を指定することまたは各々の指定地域において複数の代理店を指定することもできる。また、顧客ごとに異なる代理店を指定することも一般的には可能である（契約上、代理店に関する排他性の制限が存在する場合を除く）。</p> <p>一度ある代理店に関する登記がされた場合には、当該代理店の同意なく他の代理店に関して追加的に登記することは、しばしば困難な場合がある。</p> <p>代理店が排他的でないとして契約に明記されていない場合には、特定の地域において排他的という趣旨であると解釈される可能性が高い。</p>
規則第 14 条	商業代理店登記簿に登記された情報に変更が生じた場合には、変更が生じた日から 1 カ月以内に、変更のための登記を申請し、登記証明書に記載を変更した上で、これを商業登記簿においても登記しなければならない。	商業代理店登記を変更するための登記と商業登記簿への登記（商業登記）は、別の登記である。一般的な実務では、変更記録に通常要する期間は 30 日である。
規則第 15 条	代理店は商業代理店登記のための登記手数料 500SR を支払わなければならない。	<p>登記手数料を支払う責任は代理店にあり、外国企業にはない。商業代理店登記制度は、第一義的には外国企業よりも代理店を保護するために定められているという事実を反映していると考えられる。</p> <p>なお、本法第 5 条（仮訳参照）に定められた手数料と本条に定められた手数料に違いがあるが、本法第 5 条に定められた手数料は改正されており（ヒジュラ暦 1393 年 3 月 16 日（西</p>

		<p>暦 1973 年 4 月 20 日) 付閣議決定第 302 号)、現在においては本条に定められた手数料が適用される。</p>
規則第 16 条	<p>以下の場合、商業代理店登記は抹消される。</p> <p>a 代理店が代理店事業を取りやめた場合。</p> <p>b 契約が更新または延長されず終了した場合。</p> <p>c 代理店が本法とその改正法に規定されている基本的な要件を満たすことができない場合。</p>	<p>商業代理店登記制度は、第一義的には外国企業よりも代理店を保護するために定められているため、外国企業が契約期間満了または契約解除に基づき抹消登記を求めることは、しばしば困難である。</p>
規則第 17 条	<p>抹消登記の申請は、終了事由が生じてから 1 カ月以内に、関係者が行うことができる。</p>	<p>抹消登記の申請は、一方の当事者のみでも行うことができることとされている。</p> <p>代理店が契約終了を争う場合、代理店は、自らの訴えが解決するまで当該代理店との契約についての登記の抹消を遅れさせ、外国企業が新しい代理店との新しい代理店契約の登記を行うことを妨げ、それによって外国企業に圧力をかけて、その要求を満たそうとすることがあり得る。</p> <p>外国企業が当初の代理店との契約終了を主張しても受け入れられず、長期にわたって新しい代理店契約に関する登記がされず、または製品が輸入できない状態が続き、当初の代理店契約に関する登記を抹消する条件として、高額の解決金の支払を余儀なくされることもある。</p> <p>外国企業は、必要な書面を商工業省</p>

		に提出することで、直接に代理店契約の解除を申請することができるため、代理店契約においては、一方当事者による終了が可能であることを規定しておくべきであろう。
規則第 18 条	抹消登記の決定に対しては、商業大臣に異議を申し立てることができる。	SAGIA その他の外国投資に関する機関とは異なり、商工業省は少なくともいくつかの事例において、保護貿易主義的な傾向がみられ、代理店との紛争においてもその傾向がみられることがある。
規則第 19 条	商業大臣は、本法と本施行規則を確実に順守させるために、調査権、記録押収権、捜査権等をもつ執行官を任命する権限を有する。	本法第 4 条と関連する規定である。
規則第 20 条	本法およびその改正法ならびに本施行規則の規定に違反した者には、5,000SR 以上 5 万 SR 以下の罰金が科せられ、違反者の費用負担で当該地方の新聞のうち 1 紙において当該刑罰が公表される。 さらに、違反者が、非サウジ人または非サウジ人のパートナーが存在するサウジ企業である場合は、事業清算の行政処分を受け、かつ、場合により無期限または一定の期間、商業活動を行うことを禁止される可能性がある。	本法第 4 条の欄を参照。
規則第 21 条	商業大臣は、違反を審議し罰則を適用するため、3 人から成る委員会を設置する。委員会の決定に対しては、15 日以内に商業大臣に異議を申し立てることができる。	本法第 4 条の欄を参照。

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法

令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます)。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。